

関係団体の長 様

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課長

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部改正について（通知）

日頃より、県の盛土行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（以下、「規則」という。）が別紙のとおり施行されました。

本規則では、盛土等の許可の適用除外となる盛土等の追加及び構造基準が適用除外となる盛土等について許可申請書の添付書類の一部の省略を認める内容となっております。

また、本規則の施行に伴って、「申請等の手引き」についても第5版に更新し、当課ホームページに掲載いたしました。

つきましては、貴団体の会員の皆様に対して、このことを周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の理由及び内容

盛土等の許可の適用除外となる盛土等及び盛土等許可申請書の添付書類を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第5条、第6条関係）

2 施行期日

令和5年12月1日施行

3 その他

規則改正に伴い変更となる手続等の詳細は、下記URLから「申請等の手引き（第5版）」を御確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1043295.html>

担 当 盛土対策班

電話番号 054-221-2137

E-mail moridoll0@pref.shizuoka.lg.jp